神奈川県足柄上郡山北町向原
字天狗沢　三七二七番一　一号及び二号
三七二九番五　三号
三七二九番三　四号及び五号
字一ノ尾　三八〇八番一　六号
三八〇九番　七号
字入田　三八一三番三　八号
字石安場　三八八八番一　九号
字片倉　三八九九番一　十号及び十一号
三九〇〇番一　十二号

○海上保安庁告示第百五十六号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年六月二十二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人産業技術総合研究所　茨城県つくば市梅園一―一―一

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三三度二九分七秒東経一三五度四七分四七秒、北緯三三度二九分七秒東経一三五度四七分四八秒、北緯三三度二九分二一秒東経一三五度四七分四六秒、北緯三三度二九分二一秒東経一三五度四七分四四秒の各点で囲まれる海域（陸域を除く）

ロ　期間　平成二十四年六月二十五日から平成二十四年七月十日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、音響測深機による海底地形調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　五管区水路通報第二十三号（平成二十四年六月十五日発行）

○環境省告示第九十九号

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等（平成二十四年環境省告示第七十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十二日

環境大臣　細野　豪志

題名中「基準」を「方法」に改める。

第二の表題を次のように改める。

第二　受入れの目安

第二の一中「であることを目安とすること。」を「とすること。」に改める。

第二の三中「基準」を「目安」に改める。

第四の一の㈠中「基準」を「目安」に改める。

○防衛省告示第百六十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年六月二十二日

防衛大臣　森本　敏

日　時　平成二十四年七月三日及び同月四日（予備、同月五日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒　北緯三二度二〇分一二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三一度四七分一二秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機六機

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年六月二十二日

防衛大臣　森本　敏

日　時　平成二十四年七月五日及び同月六日の毎日〇七〇〇から二三〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻、航空機二機

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年六月二十二日

防衛大臣　森本　敏

日　時　平成二十四年七月六日（予備、同月七日及び同月八日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒　北緯三二度二〇分一二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三一度四七分一二秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機二機

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年六月二十二日

防衛大臣　森本　敏

日　時　平成二十四年七月十一日（予備、同月十二日）の〇七〇〇から一九〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(イ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(エ)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第二百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年六月二十二日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　さんむ都市計画道路事業三・四・三号成東駅南口線

三　事業施行期間　自平成二十四年六月二十二日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　千葉県山武市津辺字通町、字廣町、字榮町及び字東町地内

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年六月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月二十二日

九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福岡市東区下原四丁目一〇一五番一から同市博多区榎田一丁目一番三まで	前	BA 二〇・〇〇～九四・五〇メートル	一三・九九三キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 二〇・〇〇～九四・五〇メートル 二四・五〇～一〇二・〇〇メートル	九・一七〇キロメートル 一三・九九三キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所